

1. 件名：東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（原子炉建屋放射線モニタの設置場所変更）に係る事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年9月27日 11時00分～11時55分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、
秋本管理官補佐、小野安全審査官、

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 室長代理、他7名

東海第二発電所 保守室 機械Gr マネージャー※、他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請 コメント回答整理表【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ】
- （2）東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料（改8）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、それではヒアリングを開始いたします。東海第2発電所の施工人のヒアリングになります。それでは説明をお願いします。
0:00:12	原電の小林です。今日は前回のヒアリングでいただいたコメントの回答として、ダクトの概要、あとモニターの概要の補足の4と5、
0:00:25	コメント回答したところを改正したことをご説明いたします。
0:00:29	そのあとに、申請に伴って添付書類の付け入るその考え方をですね、補足の1と補足の2を使ってご説明をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いします。
0:00:46	はい。日本原電の高林でございます。それではコメントリストに従って、コメントの回答をさせていただきたいと思っております。
0:00:55	本日、コメントリストの方全4ページになってございます。そのうち2ページ目、14番、15番のところをまずご説明いたします。
0:01:06	コメントの内容としては、補足の4について、ざっとの目的についてその記載を明確にすることと、あとはですね、スロッシング対策というところで、その概要について資料を添付させていただきたいと。
0:01:22	いうコメントをいただきましたので、その点についてご説明いたします。
0:01:28	資料の方ですけれども、まずは、
0:01:34	右下548ページ、補足4のパワーポイントですと12ページになります。
0:01:42	こちらの図4-4、こちら変更前の方ですね、こちらの中に記載されております。
0:01:51	薬等の目的ですね設置の目的というところ、プール面の排気ダクトはプール水面上の水蒸気を拡散させないことを目的に設置ということを明確に記載してございます。
0:02:02	それとあわせてですね、図、図中の各プール、周りのところのですね、ここスロッシング対策ということでダクト閉止ということになるんですけれども、
0:02:15	その点について参考資料6として、概要の書類を追加してございます。
0:02:23	対象の資料の方は、右下通しの642ページ、参考資料6というものになります。
0:02:43	642ページ。
0:02:50	はい。
0:02:51	藤。公認資料のですね、補足の310、こちらの資料を添付してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:59	こちら、ページめくっていただきまして、スロッシング対策の概要ということで、
0:03:06	は、
0:03:07	643 ページ、これが対策前ということで、図を示してございますが、
0:03:13	644 ページ、こちらの方ですね、図中の黄色いダクトの部分、ここを切断して基盤を設置すると、そういった形で対策ということをすでにご説明させていただいているところ。
0:03:27	この資料を添付してございます。
0:03:32	補足 4 の資料に戻りまして、
0:03:37	通しの 539 ページ、パワーポイントですと 3 ページになります。
0:03:43	2 ポツの原子炉棟換気系改造工事の概要についてというところの(2)の一番下、農業になりますけれども、注釈を打ってですね、スロッシング対策の内容についてということで参考資料 6 に示すと。
0:03:58	いうことをこちら部長の方にも、
0:04:01	引き合いをつけてご説明を補足する形としてございます。
0:04:06	以上がコメントリストの 14 番 15 番の回答になってございます。
0:04:12	続きまして、コメントリストを 3 ページ目の、16 番、17 番になりますけれども、こちらの補足 4 の中の中ですね、モニター周りのですね、
0:04:24	原子炉と、全全域に減少と 6 階が含まれているのかが読みづらい、読み取りづらいと、図中、ダクトモニターの関係ですねダクトとモニターの関係性が見えないと、見えにくいということで、
0:04:38	図を修正してございます。
0:04:41	変更ページは、通しの 553 ページ、パワーポイントの 17 ページになります。
0:04:49	こちらについてですね、
0:04:52	図 5-1、ここの図中下段の部分になりますけれども、現場側のこちらの説明の図を変更してございます。
0:05:01	えっとですね、まず一つ、
0:05:05	※1 と打ってあるところ、こちらは燃料取替床排気ダクトモニター、こちらの検出器の位置を示してございます。こちらはですね、原子炉棟 6 階のエリアを見ているということがイメージできるように、
0:05:18	原子炉棟 6 階という箱の中に、この検出器が含まれていると。
0:05:24	いう形で、まず一つ示してございます。で、こちらから 1 本、排気ダクトが出ているというところが、右下のところ、黒い実線が
0:05:35	出ているということを示してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:37	そしてもう一つですね、その下になりますけれども原子炉建屋全域ということで、主に三つのエリアから従来、背景を行っているというところを、括弧書きで書いております。
0:05:50	一つが、6階よりと、6階フロア面ですね。
0:05:54	それともう一つ中段に、SFPと周りより、
0:05:58	あとは、もう一つ、6階を除く各階よりということで、この三つの排気のラインが出ているということを示してございまして、
0:06:07	ここにですね、凡例ということで、赤い×印つけてございます。あとは、黒い破線でダクト撤去というところを設けております。
0:06:17	こちらは、今回の
0:06:21	関係のダクトをラインの改造のイメージ、イメージというかですね、その対象がわかるようにということで、
0:06:29	こういった図示をしてございます。
0:06:33	それですね、
0:06:35	この図中右、右下のところですね、長い破線になってございますここダクト撤去、隔離弁の撤去というところになってますが、前回まではですね、ダクト、
0:06:47	この閉止盤を設置ということで、斜めの線を入れてございましたが、今回ダクト閉止ということで、赤い×の凡例を設けましたので、
0:06:56	そのように変更したという形にしてございます。
0:06:59	あとそれとですね、楽と追設という形で緑の汚染を追加したと。
0:07:04	そういった形でイメージできる。
0:07:06	いうように、修正をしてございます。
0:07:10	なおですねこの図については、先のページで示しております。パワーポイントで言いますと9ページや10ページのところに、
0:07:23	ダクト改造のイメージということでございますが、こちらの対応するような形で図示するというイメージして作図してございます。
0:07:38	以上コメントNo. 16番17番の説明とさせていただきます。
0:07:45	続きまして、コメントNo.の18。
0:07:49	こちら、補足5の資料になります。
0:07:53	まずは、補足5を右下、1294ページ。
0:08:01	補足5のうちの5、5ページ目になります。
0:08:15	コメント。
0:08:17	コメント内容として

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:19	建設工認時点ですでに誤った記載となっていたのではないかということを確認し、してお示しくださいというところございました。
0:08:28	で、
0:08:30	そのコメントを受けまして、この当該ページの方を資料の構成のほうを見直しております。
0:08:36	ご説明させていただきますと、
0:08:39	まずはですね、誤りがあった記載、こちらについては、平成 30 年に認可をいただいた工事計画以前では記載のない値であることを確認しました。
0:08:50	となります。それが読み取れるのがですね、
0:08:55	要目表の中に、青い四角で囲った *3 という記載がございます。
0:09:02	この *3 の示すところはその下に注記とございますが、記載の適正化ということで、既工事計画書、
0:09:11	こちらも以前の計画、
0:09:14	工事計画書ということになりますが、その中で、その内容としては、原子炉建屋換気系、排気ダクトかつ監視、記録部は、中央制御室、括弧閉じ、括弧 8 チャンネルと、
0:09:27	こういった記載になってございまして、EL の記載はなかったというところでございます。
0:09:37	つきましてはですね下の説明の文の方こちらも修正しておりますが、上記要目表は、アース平成 30 年 10 月 18 日付の
0:09:49	こちらで認可されたものでございまして今回の改造対象である原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターの設置床高さの記載を誤っていましたということで正しくは 22 メートルと、
0:10:01	いう数値になります。
0:10:03	で、本記載の誤りということで、
0:10:08	原因としては、次ページに、エビデンスの資料を添付してございますが、原子炉建屋附属棟の図面において異なるエレベーションのエリアが混在していたため本来、22 メートルと、
0:10:21	記載すべきところを誤って別エリアのエレベーションを読み取り、
0:10:25	23 メートルと記載を行ったものと推定してございます。
0:10:31	そちらを示す図が、次のパワーポイント 6 ページになりますけれども、こちら図 3 として
0:10:40	放射線モニターの設置床高さを示すエビデンスということで平面図ということで示してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:47	この図中のですね中央部分、こちらに、CS3-2、CS3-3と、
0:10:53	今回の対処、改造工事の対象対象としているモニターに関連するカセエリアを、を記載し、お示しておりますが、
0:11:04	こちらについては、ちょっと拡大して書いておりますが、モノレールエンクロージャことで、EL22メートル。
0:11:12	こちらが床面の高さというものになってございます。それに、田井
0:11:20	対してですね、この図中左側ですね。
0:11:24	原子炉棟を示す囲いのその左側、こちらについて、
0:11:29	H&V生部ルームということで、こちらのフロアEL23ということで、この同じ
0:11:38	平面図の中で、この23メートル22メートルというところが混在してございまして、ここで見誤ったというところと、推定してございます。
0:11:50	ちなみにですねもう1枚、エビデンスとして追加してございます。その次ページになりますがパワーポイントの7ページ。
0:11:57	こちら今度は断面図を示してございます。
0:12:01	こちらで示すところ、
0:12:04	図中、右のエリア、こちらは22メートルのエリアを示す、高さを確認できる。
0:12:11	図面となっております、先ほど平面図では1枚となっていたところ、これがですね、左側、こちら23メートルと、
0:12:19	入ってございまして、こちらの図をつ確認するとちょっと違いが見えたというところがあるのですが、
0:12:31	平面図の方を見て記載をしてしまったというところが、今回の誤りの原因かなということで推定してございます。
0:12:41	あと、5ページの方のパワーポイント5ページの方の記載に戻りますが、一番下の説明文として、なお、同様に、原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターの耐震性についての計算書、
0:12:53	こちらにおいても記載誤りが存在するため適正化すると。
0:12:58	そういったことでこの本資料を、
0:13:01	修正させていただいております。
0:13:05	以上コメントNo.18等19の方も、ご説明させていただきました。
0:13:14	続いてコメントナンバーの20番になります。
0:13:18	補足5のうちのP8、ページ8になります右下、1297ページになります。
0:13:29	こちらですね、原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターの耐震性についての計算書、こちらについてご説明をしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:38	コメントとしては、
0:13:40	耐震評価上の基準床レベルに包絡される高さでありというところの包絡 というところが、
0:13:48	言葉の意図がわかりづらいということで記載を適正化、いただきたいと いうところで、見直しをしております。
0:13:57	中段の赤枠で囲った箇所を記載を変更してございます。
0:14:02	こちら床面の高さをEL22 に変更します。本変更によっても、耐震計算 書上の床応答加速度は、
0:14:12	基準床レベルEL29 を適用しているため、耐震評価に変更は生じない と。
0:14:19	いうことで説明を記載してございます。
0:14:25	それと加えてですね、その 8 ページ中の下段になりますけれども、
0:14:31	丸、今回の原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターの改造では、当該 放射線モニター検出器のほか、検出器収納箱取付架台も既設設備を 取り外し、
0:14:43	継続使用するとともに、移設先での設置高さ、並びに取り付け方法も既 設同様であるため、
0:14:49	既工事計画にて説明済みの耐震評価に変更は生じないと。
0:14:54	いうことで記載をさせていただいております。
0:15:00	以上、
0:15:02	コメントNo. 20 の回答とさせていただきます。
0:15:06	データですね、コメントリストにはないんですけれども、この補足 5 の通 しページ、10 ページになります。投資の
0:15:16	右下 1299 になりますけれども、
0:15:19	こちらにも、
0:15:22	放射線モニターの系統概略図というところで、こと掲載してございま す。先に補足の 4 でご説明いたしました通り、
0:15:32	図の方を同じものを貼り替え。
0:15:35	してございます。
0:15:38	はい。以上が、補足 5 についてのコメントの回答となります。
0:15:47	ここで一度説明を切りたいと思います。
0:15:53	はい、規制庁のでそれでは質疑を始めたいと思います。
0:16:03	ページで 1294 ページのところのさっき説明があつて内容は理解したん ですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:10	これ変更前が 23 でこれが誤ってて 22 ですよっていう話だったんですこれ変更後のところにこの変更なしの状態になってるのこれ、なんでしたっけ。
0:16:21	二重にならないんですしたっけ。
0:16:25	どうですか。
0:16:27	そこは記載のもしかたというところなんですけれども、変更後のところに今回、この 22 メートルと記載してないというところは、今回の改造でこの数値を見直すものではないと。
0:16:41	いうことを、を考慮してですね、
0:16:47	ちょっとすみません。
0:17:11	等ですね、今回申請の中身では、変更、
0:17:16	すみません、こちらの
0:17:18	要目表の方はあくまで、前回、平成 30 年の 10 月 18 日に認可を受けた要目表をここに添付してございますので、今回の変更申請については、変更後の方に、
0:17:31	こちら 22 メートルと正しく記載した形で、
0:17:36	22 の補 20 に変更するという形で要目表の方は、修正して、
0:17:43	申請させていただいております。
0:17:48	理解しました今ちょっと私申請書を見てたんですけど申請書は、この変更その次の変更が載ってるんだけどこれを、前回本大綱に受けた時の要目表を載せているので、
0:18:03	変更後がないっていう記載ということですね。はい。
0:18:07	通りでございます。はい。私の方は、いいですはい。以上です。
0:18:18	規制庁の合田です今の同じところでちょっと確認させて欲しいんですけども本工認の時、書類、本文添付合わせて、
0:18:29	ここの記載エレベーションの記載があるところは、要目表との計算書のところのミイ。
0:18:39	例えば他の何か書類か何か 2、22 って書いてあったりとかいうことはないんでしょうか。
0:18:49	日本原燃の高林でございます。今のご質問に対してですけれども、もう 1 点、今回の申請の対象としての添付書類の中に、溢水、内部溢水の資料ございまして、
0:19:02	その内部溢水関係の防護高さを示す資料リストがございまして、その中ではこの当該モニターが登場するんですけれども、その中では 22 メートルという記載を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:13	をしてございます。
0:19:15	同じ設備に対して、申請の中、中身でそこがあったということは、が、元、
0:19:25	あったという事実がございます。
0:19:29	で、
0:19:31	そちらについては、金。
0:19:34	今回、このCS3-2、
0:19:37	Aという、この区画を 22 メートルということで記載してございます。内部 溢水側の資料では、
0:19:45	記載してございます正しく記載してございます。
0:19:48	で、
0:19:49	その内容については今回は、その数値については、
0:19:54	このCS3-2 に、このモニターはなくなって、CSRの 3 の方に移ります ので、そちらについては、
0:20:04	22 ということで、そちらの内部室側の資料としては誤りなく、エレベーシ ョンを記載していたと。
0:20:13	いうところでございます。
0:20:16	規制庁の方で今ABSとして事業者側の管理図面っていうのをつけても らってんですけど、
0:20:24	前回本体申請の中で、そこがあるのであればそっち側の 2、22 って記 載もエビデンスにはなるのかなとは思うんですけど、そこはいかがでしょ うか。
0:20:38	はい。そうですね。今コメントいただきました通り、はい、そちらもすでに 申請している中で正しく記載しているという中身ではそちらもエビデンス としては有効かと思えます。
0:20:53	規制庁からちょっとそこを合わせてできればこの中で示していただきた いと思えますけどいかがでしょうか。
0:21:01	はい、承知しました。
0:21:05	で、規制庁カタギリでもう 1 点添付書類について整理いただいたんです けど、
0:21:12	これ 4 色青黄色分で、薄井グリーンで分けていただいているんですけど、
0:21:19	添付しない書類はいいにして
0:21:23	添付するんだけど変更のあるもの。
0:21:28	グリーンで添付するけど変更ないのが青っていう、塗り分けで整理され てるということでよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:37	はい。現在コバヤシでございます。そこは、この後またご説明しようと思っ てましたので、ちょっとその説明はまだしてなかったので、
0:21:46	ちょっとこの後また詳細説明させていただいてからご質問いただければ と思います。その説明は後でお願いします私から以上です。
0:21:57	すいません。
0:21:59	今の図、1294 ページのこの
0:22:03	動きの話なんだけど、多分そういう動きではなくて、
0:22:07	変更になるんじゃないのかなと思っていて、ミヤモト変更ね。
0:22:12	ていうのは
0:22:14	先ほど耐震計算書は 23 でやってんだよね多分。
0:22:22	日本原電の高林でございます。藤。実際耐震計算の方はですね実、
0:22:29	耐震計算上で使用するエレベーションというのは、今期 29 基準床のもの を数値としては用いていますので、そこに対しては変更はない。
0:22:40	というところで、耐震評価の方には影響はないというところございま す。だから、計算し計算の方 29 でやってるのでこの数字を使ってるわ けではないので
0:22:53	変更はないと。
0:22:56	その上で、床弁タカギ計算書のいや、いや、
0:23:01	床面高さを変えて、20、間違ってるってところってのはこの要目表の ここの部分と、あとどこって言われたんでしょう。
0:23:10	日本原電の高林でございます。要目表のこの記載と、ここに示してござ います 8 ページの方で示してございます耐震計算書、
0:23:20	の中身でございます。耐震計算書の網本ですけど耐震計算書の 1290、
0:23:29	7 ページのところ記載している 23、計算に用いるのはこの(29)なんだ けど、表で用いている数字が 23 でここが間違ってたと。
0:23:40	だから実質的には計算に影響を与えてないんだけど、この表が間違っ てましたっていうのと、まず先ほど言ったように実績の方での数値は 22 でやっている。
0:23:51	なので、申請上二つの数字があるんだけど、正解正解という正しい記載 をしてるところもあれば正しくない記載してるところがあったという
0:24:00	溢水の、この 22 の記載のところは、
0:24:03	今これにはつけてくれてないっていう。
0:24:06	そういうこと。
0:24:07	申し上げます前回ここ見直す以前、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:11	前回確認させていただいた資料ではその部分も添付した後、ございましたがちょっと今回見直した中で、これで説明できるかなと考えたところではない。省いておりますのでこちらも、
0:24:23	追加して、お示しできるようにしたいと思います。
0:24:28	はい、わかりました。はい、理解しました。
0:24:33	規制庁のでちょっと確認なんですけれども、今の話があった 1297 ページで、
0:24:41	FRSは 29 を使うので耐震計算は大丈夫ですっていうのがあったんですけれども、これってSクラスの機器なんですか。
0:24:50	モニターをここに書いてSって書いてあってそうすると、位置を変えたりすると波及影響の観点とかっていうのは、大丈夫なのかっていうのをちょっと教えていただけないでしょうか。
0:25:37	日本原燃の相良でございます。当コメントをいただきました通り、確かにこちらの原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターの方は耐震重要度分類Sクラスになりますので、
0:25:48	波及的影響、こちらを評価する対象になるんですけれども、こちらの方につきましてもですね、こちらの補足 1、各条文のですね、適合性確認資料、右下通し番号 20 ページ、
0:26:17	こちらがですね、技術基準規則第 5 条地震による損傷の防止、こちらの適合性を確認した資料、説明資料になってございます。こちらですね、②、
0:26:28	耐震重要度分類についてこちらの中で、重要度に応じてSクラスに分類していること。
0:26:35	波及的影響を考慮すべき施設に適切に区分し、こちらに関する基本方針を確認させていただき、影響がないことを確認させていただいております。
0:27:06	すいません原電の相良でございます。あとまたこちらの通し番号、23 ページ。
0:27:14	こちらの方でも⑥波及的影響についてということになってございまして、
0:27:21	具体的にはですね工認の添付書類 5 の 2-1-5 波及的影響に関わる基本方針という資料を確認させていただいております。
0:27:35	規制庁の承知いたしましたありがとうございます。
0:27:46	すいません規制庁南部です。17 ページですか。衛藤。
0:27:52	553 ページ、衛藤。
0:27:55	一応念のための確認なんですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:59	13 ページとの関係の比較で、
0:28:03	17 ページの下の方原子炉建屋全域というのは 3 ヶ所代表的にということ で線を引いていて、真ん中の
0:28:16	点が、
0:28:17	ありますけど、それは 13 ページのこの、
0:28:20	メールとかDSピットのバツだと思いますんで、
0:28:23	17 ページのこの 6 階よりというところは右に出て下においてバツが二つ 並んでるところがあり、あると思うんですけど、ここから従来のモニ ター
0:28:36	見つけてるラインに行くということでこれは 13 ページで言うと、
0:28:41	ちょっと凡例が違うんですけど②から降りてきて、
0:28:45	緑の、これはダクト閉止ですかねと、一旦切れて下の方にまた、
0:28:53	閉止があって
0:28:55	下の方にオレンジの線が出てくる。
0:28:58	出てくるというところを表してるという理解だと思うんですけど。
0:29:02	それでよろしいかというのと、
0:29:05	17 ページのこの
0:29:08	右の方に行って
0:29:12	緑のダクトが立ち上がるころの右にさらに赤い×がありますけどこれ は 13 ページで言うと、
0:29:23	今、今あれですね 002 から降りて一旦切れて、
0:29:28	さらに閉止版があって
0:29:31	DOTで右に行って、緑で閉止してますけどそこにバツがつくという理解 をしましたけどこういう理解でよろしいですね。
0:29:40	はい。日本原電の高林でございます。はい。今、ご理解の通りで、は い。
0:29:46	問題ございません。
0:29:48	わかりました。はい。私から以上です。
0:29:56	規制庁宮です。なければ次に進んでください。
0:30:05	はい。日本原電の高林でございます。
0:30:09	あと、本日予定しておりますコメント回答の方残り 22、23 となりますけれ ども先に 23 番の方をご説明させていただきたいと思えます。
0:30:21	補足 1、資料の方の
0:30:26	右して、
0:30:31	右下 3 ページ 4 ページの方に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:36	回答を記載してございます。
0:30:38	前回ですね。
0:30:39	原子炉建屋という記載と原子炉建屋附属棟の記載が、或いは書類によって記載が混在しているため、故障を整理し、統一するか故障の説明を記載することと、
0:30:50	ということで、建屋名称についての用語の使い分けについて
0:30:56	記載をしてございます。
0:31:00	右下 3 ページ、3 ポツ、用語の使い分けについてということで記載してございます。
0:31:08	本資料における用語の使い分けについて以下の通りとするということでまず一つ目、原子炉建屋原子炉棟、こちらについては原子炉本体の二次格納施設を示す名称として用います。
0:31:21	続いて原子炉建屋附属棟、
0:31:23	こちらについては、原子炉建屋原子炉棟の外側に隣接する建屋、こちらを示す名称として使用します。
0:31:32	そして三つ目のポツですけれども原子炉建屋ということで原子炉建屋原子炉棟及び原子炉建屋附属棟、こちらをあわせて示す場合、示して読める名称ということで使用します。
0:31:48	で、もう一つ 4 ページの方に移ってですね。
0:31:51	原子炉建屋附属と括弧廃棄物処理等ということは、用語を使っている場合、ケースがございまして。こちらについては、原子炉建屋附属棟のうち、主に原子炉棟の東側に位置する廃棄物処理施設設置
0:32:06	このエリアを示す名称ということで、使用するということを、資料の方に追加させていただいております。
0:32:16	コメントナンバーの 23 については以上となります。
0:32:27	日本原燃の相良でございまして。それではコメントリスト戻りまして、ナンバー 22、見ていただいたコメントについて回答させていただきます。
0:32:36	内容につきましては、添付書類の考え方として紐付け表の整理、条文上の整理及び設備上の整理を実施することとコメントをいただいております。
0:32:47	まず前回ヒアリングでご説明できておりませんでした補足 2 についてご説明させていただきます。右下通しページ 512 ページをお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:08	はい。こちらはですね、今回の変更認可申請に対しまして、電気事業事業法に基づく認可要否及び原子炉等規制法に基づき添付する書類の要否検討。
0:33:21	整理結果をお示しする補足説明資料となっております。
0:33:25	原子炉等規制法に基づく認可申請書の添付書類の整理といたしまして、
0:33:30	実用炉則第9条第3項において、当該申請に関わる発電用原子炉施設に属する別表第2の上欄に掲げられている種類に応じて、
0:33:40	同表の下欄に掲げられている書類を添付しなければならないと、規定されていることからですね。
0:33:47	今回の申請設備である原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターが属する計測制御系統施設、放射線管理施設及び、
0:33:58	各発電用原子炉施設に共通、こちらに要求されます、添付書類の要否検討を実施しております。そちらがですね、513ページ以降にその結果を整理させていただいております。
0:34:13	513ページになります。
0:34:16	添付書類の要否結果をこちらの表1としてまとめさせていただいております、こちらの表ですね、左から各施設の別表第2下段に要求される添付書類、
0:34:28	要否のマルバツ。
0:34:30	及びその理由を記載させていただいております。
0:34:34	要否バツとした添付書類の理由としましては、別表第二に掲げられている通り、今回の申請に関わる原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターの
0:34:46	改造移設の工事内容に関係のないことを確認した資料となります。
0:34:52	また、要否0。
0:34:55	となっているものにつきましては、今回の申請工事に直接関係し、
0:35:00	添付書類の記載を変更するもの、或いはですね、申請工事内容に直接関係しませんが、記載の変更は、
0:35:09	直接関係せず、記載の変更は発生しないものの、技術基準規則の各適用条文における適合性に影響がないことを確認するために確認した書類、
0:35:20	となっておりまして、これら0となった書類を、本申請に必要な添付書類としております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:28	ページのほう戻りまして、右下 17 ページの紐付け表をお願いいたします。
0:35:46	こちらはですね前回のヒアリング時にご説明させていただきました、技術基準規則各条文と添付書類との紐付け表となっております。
0:35:55	こちらの塗りつぶし色分けについてご説明させていただきます。まず、グレーですけれども、グレーは、今回の改造内容により、適用を受けないと、整理した条文に関係する添付書類となります。
0:36:09	黄色につきましては、適用条文に関わる書類であるものの、
0:36:13	今回の新、今回申請である、原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターの移設の内容、工事、改造工事の内容に関係のないことを確認した書類となります。
0:36:26	また、青色でございますけれども、こちらは申請工事内容に直接関係せず、記載の変更は発生しないものの、技術基準規則の各適用条文における適合性に影響を与えないことを確認するため、
0:36:40	に確認した書類となっております。
0:36:43	最後に緑色ですけれども、緑色は、今回の申請工事に直接関係し添付書類の記載を変更するものとなっております。
0:36:52	で、こちらですね本紐付け表により、
0:36:55	今回適用条文と判断しました各条文に関連する添付書類を網羅的に確認させていただいております、それからですね先ほどご説明させていただいた補足 2 の方へ展開することで、
0:37:09	本申請に対し、添付書類について、条文上及び設備上の整理が実施されてございます。
0:37:18	コメントリストの回答、以上でございます。
0:37:24	ありがとうございました。
0:37:27	今の部分で、コメント確認する行為ことがあるかと思います。ちょっと私の方から、
0:37:33	この 17 ページのやつで、
0:37:36	今日ちょっと言われてるゴトウが、
0:37:38	よくわからないところがあって、
0:37:41	はっきり言えば、どれとどれをつけてどれをつけないのか、色分けはいろいろされてるんだけどこれ色分けがいろいろありすぎて、
0:37:49	まず、
0:37:52	つける。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:53	添付書類として付ける色はどれですか。はい。日本原燃の佐原でございます。今回の申請の添付書類として、付けるものにつきましては、青色と緑色で塗りつぶされた書類になります。
0:38:09	ということはこの下の凡例でやってる両端ってことね。
0:38:13	はい。その通りでございます。
0:38:24	すいません繰り返し申し上げて黄色はどういう意味でしたっけ。
0:38:30	はい。黄色なんですけれども、黄色につきましては、今回ですね
0:38:35	原子炉建屋換気系のダクトモリイと放射線モニターの改造内容に応じて、今回適用条文とさせていただいているんですけれども、放射線モニター確認した結果ですね、この今回のダクト放射線モニターに直接関係のない添付書類、
0:38:52	こちらを黄色ハッチングとさせていただいております。
0:38:57	黄色と白餅は何なんですよ、グレーの。
0:39:01	グレーはですねグレーの添付書類につきましては、今回適用条文とならない条文に関係する添付書類となっております。
0:39:13	わかりました。言わんとしてることは、理解しました。
0:39:18	グレーはもともと適用条文じゃないと。
0:39:22	で、
0:39:25	ぶるルールが結局影響の有無が影響ありませんとか変更ありませんっていう形の添付書類で、
0:39:35	緑が中身のある添付書類ってそういうそういう意味ですね。
0:39:38	はい。日本原燃の相良です。ご理解の通りでございます。
0:39:46	多分問題出てくるこの黄色の書類が本当にバツでいいのかっていうところだと思うんですよ多分ね。
0:39:53	で、今言われている 513 ページからずっと書かれていて、
0:39:59	この黄色にしてるのはこのうちの、
0:40:02	どれに当たるんですか、三角とかあるんですしたっけ。
0:40:08	日本原電の相良でございます。513 ページ以降の表中、こちらのマルにつきましては、紐付け表の緑色と、青色で塗りつぶされたもの。
0:40:21	衛藤×のものが、こちらが黄色。
0:40:24	でハッチングされたものになりますので、衛藤。
0:40:30	補足、に 513 ページ以降の表 1 の方では、こちら黄色ハッチングの添付書類は登場しないんですけれども、各適用条文に関わる基準の適合性確認、補足 1 各条文で、
0:40:46	整理させていただいているんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:48	そちらの方で網羅的に
0:40:53	適用条文に関わる、
0:40:55	添付書類を確認させていただいております、その中で、
0:40:59	適応条文に、
0:41:10	513 ページ 14 ページ、15 ページ 16 ページが丸とバツだけになってます って話に多分今なられてて、
0:41:19	紐付表が 4 種類があるんだけど、
0:41:22	そもそも多分グレーはこの表には入ってませんよと。
0:41:26	で問題になってくるのは黄色とブルーと緑なんだけど、黄色はこれここ にこの表で言ってるのはバツのやつですよと。
0:41:33	ブルーと緑がこの丸に該当するんだけど、丸の中で中身のある説明を してるやつがこのGreenになりますってそういうことですよ。はい、ご 理解の通りでございます。
0:41:47	その中でちょっと気になってんのはこのバツが本当にバツなのかってい うところが、
0:41:51	どういう判断で出されてるのがちょっとわからないところがあって、送 電線とかこの辺は特に問題ないと思うんですけど。
0:42:00	そうですね。ちょっと待つね。
0:42:09	城所。こういう
0:42:12	例えば耐震性に関する説明書っていう、516 ページバツになってますよ ね。
0:42:19	あと強度に関する説明書も強度関係ないかもしれないんだけど、
0:42:24	該当する設備はないため添付書に該当する設備って該当する設備って 何を言ってるんでしたっけ。
0:42:41	日本原電の相良でございます。まず、516 ページの耐震性に関する説 明書、こちらは図になってございます。で、こちらの方は、継続性よ系統 施設としての耐震性に関する説明書になってございまして、
0:42:58	今回のダクト放射線モニターにつきましては、放射線管理施設側で、
0:43:03	の耐震性に関する説明書、
0:43:06	こちらでご説明するものと、整理しておりますので、518 ページ。
0:43:12	こちらの放射線管理施設、
0:43:15	別表第 2、
0:43:16	2、規定される添付書類として耐震性に関する説明書はこちらの方で、 添付要否 0 とさせていただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:25	間宮ですけど、であればそういうふうには書かないと、これだとわからないですね。
0:43:30	この該当する設備がないためっていうのは、
0:43:34	例えば、その何を指して何を対象に該当する設備がないのか、このモニター自体が、
0:43:41	該当するしないで判断してるのかっていうところが、
0:43:45	この表現だとちょっとわかんないので、
0:43:47	バツの場合はしっかりその理由を書いていたかかないと明らかな、こま関連じゃないよってその、
0:43:55	例えば 513 ページで書いてある味噌送電設備なんて、典型的に明らかに違うんだけど層理と変更はないため添付しないっていうよりは、瀬送電設備に変更はないのそうなんだけどそもそも今回の権限で、
0:44:09	送電設備に変更はないためっていう前提ちゃって書いてくれないと、いや、当たり前の話なんだけど、そそういうふうには書かないと。
0:44:19	今ここで言ってる、該当する設備がないため添付しないって書かれてバツになってるやつの、
0:44:26	ちょっと意図がわからないところが売ったおそらく要らないだろうなっていう気がするんだけど、どういう判断でやったかっていうのがちょっとわからないような気がするのそこをちょっと修正していただけますか。それとあと、
0:44:38	今言ったように、放射線管理施設の方で整理してるのであれば、計測制御施設のところに※かなんかを振ってかな神野中出直太ここに関しては
0:44:49	放射性管理施設の方で添付しているなら、そういうふうには書かないとちょっとこれだとわからないですね。
0:44:56	日本原燃の相良でございます。補足に表 1、一番右側ですね理由の記載こちらを確認し、見直させていただきます。
0:45:06	はい。お願いします。
0:45:12	そんなところかなここで結構忘れがちになるのでよく言われているのは、明らかに、
0:45:18	関連がないものをつけなくていいんだけど、
0:45:22	明らかにならないやつはつけてくださいなんだよね。
0:45:25	なので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:27	前回RHRで全然つけるの忘れたっていうのもあるんで他の事業者も結構そういうのあるんですよね。なので我々としても、できるだけ添付資料を忘れないようにしていただきたいというところがあるので、
0:45:38	事業者の方でその辺をよく確認した上で流入を明確にしといてください。
0:45:44	お願いしますいいですかね。
0:45:49	日本原燃の佐原でございます。承知いたしました。
0:45:52	はい。私の方は以上です。
0:45:59	規制庁の方です紐付け表のいろんな説明はあったんですけど、
0:46:06	一部赤字でなってる変更前を会おうとかっていうことで、最初2多分いただいた書類から今回の見直したところを赤字にさせていただいてると思うんですけど、
0:46:17	ちょっと教えて欲しいんですけどどういう点最初はなんのは省いてたんですけど今回含まれたみたいなのって何か、典型的な例等ありましたらちょっと教えていただきたいんですけども。
0:47:02	日本原電の相良でございます。赤字となっている箇所につきまして、具体的な例を挙げてご説明の方させていただきます。まず、第10条、
0:47:15	の一番最初の緑色のハッチングのなっております。設備別記載事項の設定根拠に関する説明書、
0:47:23	今回、
0:47:25	変更前は青色で、今回はですね緑色とさせていただいております。
0:47:30	こちらの理由につきましては、
0:47:35	まず、前回ですねお示したこの紐付け表では、
0:47:39	緑色ハッチングはなく、グレーブルーム。
0:47:44	イエロー、この3色のみでございました。
0:47:47	今回、こちらの紐付け表の方ですね、見直しさせていただきまして、実際に具体的にですね、中身の変更が生じるものと、今回添付するものの、編、記載の中身に変更がないものということで、緑を
0:48:02	追加させていただきまして、そちらの識別の方図っております。
0:48:07	申し上げます話が戻りまして、十四条に関わる設別設定根拠のに関する説明書でございますけれども、
0:48:17	現在認可いただいております。いわゆるSA工認の方はですね、こちらデービー設備のモニターになりますので、耐震5条Ss変更による耐震計算書、
0:48:27	こちらの添付のみになってございました。
0:48:30	今回の変更し、変更認可申請に当たりまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:34	ほぼ、
0:48:35	関係のダクト放射線モニターに関わる添付書類を添付する必要があると判断しましたので、こちらの設別、設定根拠に関する説明書の方も、
0:48:46	新しくですね、作成をし添付する形とさせていただいておりますのでグリーンとさせていただきます。
0:49:14	日本原燃の相良でございます。こちらの変更点の具体的なご説明につきましては、以上となります。
0:49:22	はい、規制庁の方で了解しましたミヤモトがもりましたけれどもちょっと添付の漏れとか、あと、本文とかあっちのよ。俗に4点セットですからあっちの方も何か変更ありなっているようなのが、
0:49:36	きっちり漏れないように事業者の方で最終的に確認していただければと思います。私から以上です。
0:49:49	日本原燃の相良でございます承知いたしました。
0:49:56	あ、規制庁のでちょっとわからないのでこの紐付け表で教えていただきたいんですけども。
0:50:02	5、56条7条って見たときに、67条は自然現象の損傷の発生防止に関する説明書が青になってて、5条の方は、何で黄色なのかっていうのが、
0:50:16	わからなくてですね、ちょっと教えていただけないでしょうか。これ基本方針ですかね。
0:50:35	はい。日本原電の高林でございます。こちら、5条の号炉今、コメントいただきました567で同じこの添付書類に対して5条のみが黄色というところのその理由というところですけども、
0:50:49	けども、この5条の中で、自然現象に対するものと、こちらについては、67条、津波は、外部事象をそちら側の方に飛ばして説明すると。
0:51:02	いう中身になってございますので、
0:51:05	はい。ちょっと紛らわしい形にはなるんですけども、全く記載がないわけではなくてですね、別な67条の方に補完する形で説明をしておりますので、
0:51:19	67条の方が工場の方が黄色と、そういった形になってございます。
0:51:26	規制庁です。承知いたしました。ありがとうございます。
0:51:37	はい。それでは最後に、
0:51:46	あ、
0:51:46	衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:48	本日の説明事項以上ということで、何か事業者さんの方から確認事項ございますでしょうか。
0:51:59	発電所側の方、大丈夫でしょうか。
0:52:04	はい、どうぞ。こちらからは特にございません。はい。最後にすいません。青野さん何かございますか。大丈夫ですか。
0:52:12	特にありません。はい。それでは本日のヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。